

大学生起業チャレンジプログラム 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡未来創造プラットフォーム（以下「P F」という。）が実施する起業・創業人材の育成支援及び環境整備事業「大学生起業チャレンジプログラム」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、大学生が大学の外の社会とつながり、具体的な活動を実践することにより、大学生の起業家マインド、チャレンジ精神を醸成するとともに、社会人基礎力を持つ人材の育成を推進することを目的とする。

(対象団体)

第3条 事業の支援対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号をすべて満たすものとする。

(1) 原則として、P F加盟大学の学生を含む2人以上の学生等で構成されていること。

(2) 次のア～オのいずれにも該当しないこと。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする団体

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

エ 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員が代表者（団体が法人である場合にあっては、その役員）となっている団体

オ 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

(対象事業)

第4条 支援対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、起業、ビジネスの提案等、起業家マインドの醸成につながる学生主体の活動であり、新規の取り組みまたは、既存の取り組みを大きく発展、改善させる取り組みとする。なお、対象事業の主な例示は次のとおりとする。

(1) 社会的課題を解決するビジネス

(2) 地域課題を解決するビジネス

(3) 企業の課題を解決するビジネス

(4) エンタメ・メディア・スポーツ領域でのビジネス

(対象事業の提案)

第5条 P Fの支援を受け対象事業を実施することを希望するときは、ビジネスプランエントリーシート（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えてP Fに提出しなければならない。

(1) 審査会向けプレゼン資料など、その他P Fが必要と認める書類

(審査・決定)

第6条 P Fは、対象事業の提案者から提案があった事業を審査会に諮り、審議の上、採用の可否を決定する。

2 P Fは、採用の可否を決定したときは、すみやかに提案者に対し通知するものとする。

(奨励金の交付)

第7条 事業を採用されたチーム（以下「採用チーム」という。）には、奨励金として、事業収支計画書（様式第2号）の支出額の範囲内で5万円を上限として交付する。ただし、活動を終了する採用チームは、奨励金の残額をP Fに返金しなければならない。

(集中指導)

第8条 採用チームには、事業立案に関する集中指導を実施する。また、集中指導期間中に中間発表、最終発表を実施する。

(賞金の贈呈)

第9条 採用チームのうち、最終発表の最優秀チームには賞金10万円、優秀チームには賞金3万円を贈呈する。

(実施期間)

第10条 対象事業の実施は、当該年度の6月から10月までのP Fが指定した期間とする。

(事業内容の変更)

第11条 採用チームが、第6条第2項の規定による通知を受けた後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ事業変更申請書（様式第3号）をP Fに提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）するとき
- (2) 対象事業を中止し、又は廃止するとき

(実績報告)

第12条 採用チームは、対象事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えてP Fに報告しなければならない。

- (1) 事業収支決算書（様式第5号）
- (2) 事業の経過または成果を証する書類等P Fが必要と認める書類

(委任)

第13条 この要綱で定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、P Fが定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。